



マイナンバー

社会保障・税番号制度

室蘭市ICT推進課

# マイナンバーとは？

住民票を有する全ての方一人ひとりに付けられる12桁の番号です。

社会保障、税、災害対策で活用することにより、スムーズな申告・申請等が可能で、住民サービスのより一層の向上につながります。

# マイナンバーってどんな場面で使うの？

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要です。

- 年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- 毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市にマイナンバーを提示
- 所得税などの確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

様々な申請などでマイナンバーを提示することになります。

# マイナンバー制度のメリットとは？

## ●利便性の向上

市役所などで行う手続きが簡素化され、添付書類の削減 など、皆さんの負担が軽減します。また、平成29年から市役所などにある自分の情報を確認したり、さまざまなサービスのお知らせを受け取ることができる予定です。

## ●公平・公正な社会に

所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるので、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

## ●効率的な行政運営

市役所などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

# マイナンバー制度のメリットとは？

現状

高齢厚生年金に加給年金額の加算を行う条件を満たしているか確認するため、住民票や所得証明書等の添付書類に基づき審査。



今後

情報提供ネットワークシステムを通じて世帯情報、所得情報等を照会。当該情報に基づき審査することにより、添付書類の省略が可能。



# マイナンバーはどう届くの？

住民票の住所地宛に世帯ごとに簡易書留に  
「**通知カード**」が配達されています。

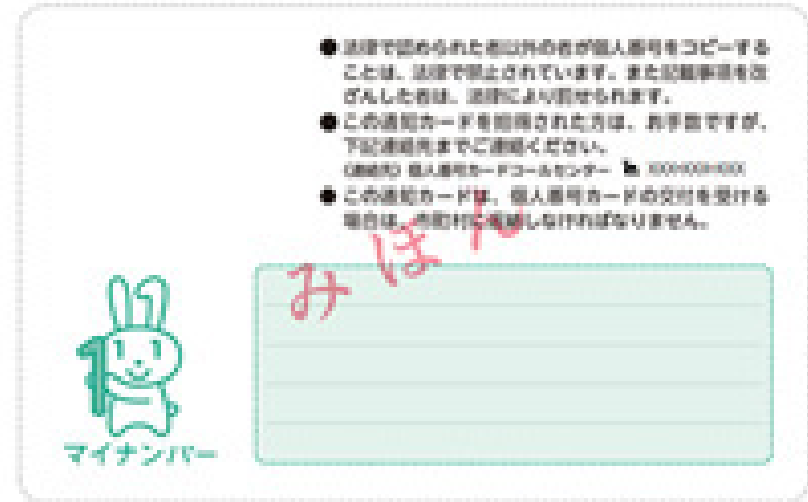
まだ届いていない場合は、戸籍住民課へご連絡ください。(電話0143-25-2416)

「通知カード」は大切に保管してください。

# 通知カードの様式について



【おもて面】



【うら面】

# 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

通知カード

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 番号 花子

みほん

住所 ○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月30日生 性別 女 □□画像  
A12345678

---

**個人番号カード交付申請書**  
■ 電子証明書発行申請書

△△△自治体  
(地方公共団体情報システム機構 局)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
氏名	番号	花子	
	住所	○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号	
生年月日	平成5年3月30日	性別	女
【代理文字情報】			
電子署名	氏名	住所	
生年月日	性別	住所	
印刷された文字表記を希望する お申し込みが完了した場合は <input type="checkbox"/>		パンゴウ ハナコ	

※上記に入力されている情報は、平成 56年 3月 31日 まで有効なものです。

← このQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

---

縦読みがし専用  
音声コード

申請書ID 1234 5678 9012  
13 3456 7890 123

※このQRコードは暗証番号で読めます

10000019 01/01  
3190110000019#

通知カード

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 番号 花子

みほん

住所 ○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月30日生 性別 女 □□画像  
A12345678

---

**個人番号カード交付申請書**  
■ 電子証明書発行申請書

△△△自治体  
(地方公共団体情報システム機構 局)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
氏名	番号	花子	
	住所	○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号	
生年月日	平成5年3月30日	性別	女
【代理文字情報】			
電子署名	氏名	住所	
生年月日	性別	住所	
印刷された文字表記を希望する お申し込みが完了した場合は <input type="checkbox"/>		パンゴウ ハナコ	

※上記に入力されている情報は、平成 56年 3月 31日 まで有効なものです。

← このQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

---

縦読みがし専用  
音声コード

申請書ID 1234 5678 9012  
13 3456 7890 123

※このQRコードは暗証番号で読めます

10000019 01/01  
3190110000019#

【おもて面】

【うら面】



# 個人番号カードの様式について



【おもて面】

おもて面：氏名・住所・  
生年月日・性別・顔写真



【うら面】

うら面：マナンバーが記載

**身分証明書**としても利用できるICカード

# 個人番号カード・通知カード・住民基本台帳カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
交付	平成27年12月末まで交付 (個人番号カード交付の際に返戻)	平成28年1月から交付	平成27年11月から配達
有効期限	交付から10年間	20歳以上の方は10年 20歳未満の方は5年	なし
手数料	手数料:500円 (電子証明書を搭載した場合、1,000円)	初回交付は無料  再交付:800円 (電子証明書を搭載した場合、1,000円)	無料  再交付:500円
利用	写真付きの場合、身分証明書として利用可	身分証明書として利用可  市役所等への申請時に個人番号の提供を求められた時に利用可 (他の本人確認書類の提出は不要)	市役所等への申請時に個人番号の提供を求められた時に利用可 ※本人確認書類の提出が必要

# 個人番号カードはどう受け取るの？

希望される方に平成28年1月から

「**個人番号カード**」を交付します。  
初回交付は無料です。

## 申請方法

①「個人番号カード申請書」で返信用封筒に入れて郵送してください。

※必要事項を記入し、顔写真を貼付してください。

②スマートフォンなどで写真を撮り、オンライン申請も可能です。

# 個人番号カードはどう受け取るの？

## 交付方法

「交付通知書」が郵送されてきます。

→「交付通知書」「通知カード」と本人確認書類を持参して戸籍住民課窓口へお越してください。

## ※本人確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、パスポートなど写真付きのもの1点

または、

各種健康保険証、年金手帳等の写真付きでないものは2点必要

# 代理人が個人番号カードを受け取る場合は？

病気、身体の障害その他やむをえない理由により、本人が受け取りに来れない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

## 必要な書類

### ●本人(カードの申請者)の本人確認書類

写真付きの身分証明書2点

写真付きの身分証明書1点とその他の本人確認書類1点以上

※写真付きの身分証明書がない場合、代理人では受け取ることができません。

### ●代理人の本人確認書類

●戸籍謄本やその他その資格を証明する書類、または委任状

●受け取りに来れないことがわかる書類(診断書、障害者手帳など) 12

# マイナンバーを他人に提供してもいい？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報をも他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

※顔写真付きの「個人番号カード」は、レンタルビデオ店に入会する場合などの身分証明書として広く利用できますが、マイナンバーをお店などに提供することはできません。また、お店などがマイナンバーを書き写したり、コピーすることは禁止されています。

# 個人情報情報は安心・安全？

## 制度面での対応

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管は禁止
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には、本人確認を義務付け
- マイナンバーが適切に管理されているか、第三者機関が監視・監督
- 法律に違反した場合の罰則を強化

# 個人情報 は安心・安全？

## システム面での対応

- 個人情報を年金事務所や税務署などで分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぐ
- 行政機関間での情報のやりとりでは、マイナンバーを直接使用しない
- システムにアクセス可能な人を制限・管理し、通信データは暗号化する
- 平成29年1月(予定)から、マイナンバーを含む自分の個人情報が、不正に提供されていないか確認できる



# 特定個人情報保護評価とは？

個人番号を含む特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する市等の地方公共団体や国の行政機関等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

室蘭市では評価対象事務について、平成27年5月に評価を行い、評価書を市HPなどで公表しています。（一部、平成27年10月に追加）

# 事業者におけるマイナンバーの取り扱い

事業者の皆さんは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々から、**マイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。**

※パートやアルバイトも含みます。

社会保障：「健康保険・厚生年金保険届出」

「雇用保険届出」

税：「源泉徴収票作成」

※源泉徴収票へのマイナンバーの記載は、平成28年の給与分からとなります。

# 事業者におけるマイナンバーの取り扱い

安全管理措置が必要です。

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を講じてください。

マイナンバーの取り扱いについてのガイドラインをご覧ください。

## 特定個人情報保護委員会

特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

# 事業者におけるマイナンバーの取り扱い

- マイナンバーを扱う人を決めておきましょう。
- マイナンバーを取得する際は、利用目的を伝えましょう
- マイナンバーを取得する際に、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
- マイナンバーが記載された書類は、鍵がかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- インターネットに接続されているパソコンは、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょ。
- 退職や契約終了などで必要なくなったマイナンバーは、細かく裁断したり、溶解処分などで復元できないように書類を廃棄しましょう。パソコン内に保存されているマイナンバーも削除しましょう。

# 特定個人情報の漏えい事案が発生した場合

特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインに特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について定められています。

漏えい事案その他の番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合

- 事業者内部における報告、被害の拡大防止
- 事実関係の調査、原因の究明
- 影響範囲の特定
- 再発防止策の検討・実施
- 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- 事実関係、再発防止策等の公表
- 特定個人情報保護委員会などへの報告

# 法人番号とは？

法人番号は個人番号とは異なり、広く一般に公表され、どなたでも自由にご利用いただけます。

平成27年10月から、1法人に1つ法人番号を指定し、「登記上の本店所在地」に通知書が郵送されます。

インターネットで「名称」「所在地」「法人番号」が公表されます。

# まとめ マイナンバー制度のスケジュール

平成27年  
11月

(個人番号カードの交付申請)  
**通知カードの発送**

平成28年  
1月

**個人番号カードの交付**  
(住基カードの交付終了)

平成29年  
1月

**マイナンバーの利用開始**

- ・各種申請書へのマイナンバーの記載
- ・添付書類の省略 など

**マイナポータル利用開始**

- ・自分の情報のやりとりの確認
- ・行政機関が保有する自分の情報の確認
- ・必要なお知らせの確認

# マイナンバー詐欺にご注意ください

マイナンバー制度をかたり、個人情報  
聞き出そうとする詐欺が全国で発生して  
います。ご注意ください。



新たに「マイナンバー総合フリーダイヤル」を開設しました。

0120-95-0178 (無料)

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- 既存のナビダイヤルも継続して設置しております。こちらの音声案内でもフリーダイヤルを紹介しています。

・ 平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27

(英語以外の言語については、平日9:30～20:00までの対応となります。)